

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和3年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0531第3号」の別添1の一部訂正（事務連絡 令和3年6月7日）により、検査項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。
謹白

記

■ 適用日 令和3年 6月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
胆道癌におけるF G F R 2 融合遺伝子検査	5,000点



▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
胆道癌における F G F R 2 融合遺伝子検査	5,000点	遺伝子関連 ・染色体検 査判断料 (※2: 100点)	「D004- 2(4)」 悪性腫瘍組織 検査の「1」の 「□」処理が 複雑なもの	<p>「1」の「□」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。</p> <p>ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査 イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査 (リアルタイムPCR法) ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査 エ 胆道癌におけるF G F R 2 融合遺伝子検査</p>